

平成29年度

第1回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

平成29年度第1回江別市農業委員会定例総会議事録

平成29年4月28日(金) 午後3時30分開会

開催場所 江別市民会館21号室

1 出席委員(18名)

萩原 俊 裕
北川 俊 寛
金安 正 明
大井川 和 雄
森田 芳 明
荻野 薫
中田 和 孝
加藤 富 雄
渡部 正 廣
本間 正 二
池田 太 郎
細川 昭 典
永田 喜一郎
佐藤 和 人
吉本 和 子
小林 秀 樹
伊藤 良 明
田中 浩 一

2 欠席委員(2名)

石田 武 史
土切 裕 二

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	川 上 誠 一
	主幹	気 境 智 道
	主査	佐 藤 卓 也
	主任	大 野 慶 廣
	主任	長 尾 整 身
	主任	山 田 容 示
	主任	金 澤 由 希

4 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 現況証明願及び照会について
- 日程第5 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第6 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について
- 日程第7 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について
- 日程第8 報告第5号 農地使用貸借の合意による解約について
- 日程第9 報告第6号 第1回農政常任委員会開催結果報告について
- 日程第10 報告第7号 第1回農地常任委員会開催結果報告について
- 日程第11 報告第8号 農業委員会事務局職員の人事異動について
- 日程第12 議案第1号 現況証明願及び照会について
- 日程第13 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第14 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）
- 日程第15 議案第4号 第1回農用地利用集積計画の決定について
- 日程第16 議案第5号 買受適格証明願について

5 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長** これより、平成29年度第1回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は18名で定足数に達しております。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長** 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、中田委員、佐藤委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長** 日程第2 会期の決定について
平成29年度第1回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。
平成29年4月28日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長** 日程第3 諸般の報告について
事務局長に報告させます。
事務局長。
- 事務局長** ご報告申し上げます。
平成28年度第11回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。
なお、本日の総会に石田委員、土切委員が欠席する旨の通告がありました。
以上でございます。
- 議長** ただいまの報告に対しご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第1号

- 議長** 日程第4 報告第1号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
山田主任。
- 山田主任** 報告第1号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。

今回提出がありましたのは、No.1からNo.4の計4件でございます。

土地の所在等は記載のとおりで、全4筆 公簿地目は畑3, 653.00㎡を内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。

これは、現地調査を行い、農地事務取扱要領に基づき処理したものでございます。以上でございます。

- 議長** これより報告第1号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終結いたします。

◎報告第2号

- 議長** 日程第5 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

長尾主任。

- 長尾主任** 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご説明申し上げます。

これは相続等により許可を受けることなく農地の権利を取得するもので、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

今回提出がありましたのは、No.1の1件でございます。

内容につきましては、個人の相続によるものでございます。

土地の所在等は記載のとおりで、現況地目 畑1筆330.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

- 議長** これより報告第2号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第2号を終結いたします。

◎報告第3号

- 議長** 日程第6 報告第3号 農地法第5条の規定による届出についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

長尾主任。

- 長尾主任** 報告第3号 農地法第5条の規定による届出についてご説明申し上げます。
今回届出がありましたのはNo.2の1件で、所在、地番等につきましては記載のとおりでございます。

内容につきましては、市街化区域内の農地について権利の移動を伴い転用しようとするものであり、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

転用目的は、高齢者福祉施設の建設をしようとするものでございます。

審査の結果、受理相当と認められましたので、農地事務取扱要領に基づき受理したも

のでございます。

以上、1件 現況地目 畑1筆4, 374.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

- 議長** これより報告第3号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第3号を終結いたします。

◎報告第4号

- 議長** 日程第7 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

山田主任。

- 山田主任** 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてご説明申し上げます。

今回通知がありましたのは、No.1からNo.13の計13件でございます。

内容につきましては、それぞれ賃貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の日、土地引渡しの日につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

- 議長** これより報告第4号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第4号を終結いたします。

◎報告第5号

- 議長** 日程第8 報告第5号 農地使用貸借の合意による解約についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

山田主任。

- 山田主任** 報告第5号 農地使用貸借の合意による解約についてご説明申し上げます。

今回通知がありましたのは、No.1からNo.2の2件でございます。

内容につきましては、それぞれ使用貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の日、土地引渡しの日につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

- 議長** これより報告第5号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第5号を終結いたします。

◎報告第6号

○**議長** 日程第9 報告第6号 第1回農政常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農政常任委員長の報告を求めます。

農政常任委員長。

○**農政常任委員長** 報告第6号 平成29年度第1回農政常任委員会開催結果についてご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりであります。

付議事件につきましては、「平成30年度農業振興施策に関する要望書について」の1項目です。

平成30年度農業振興施策に関する要望書原案について事務局より説明を受け、以降5月30日に予定している要望書提出までの間の必要な修正については、会長・職務代理人・正副農政常任委員長と事務局で協議することといたしました。

以上が第1回の農政常任委員会での審議等の結果でございます。

以上でございます。

○**議長** これより報告第6号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第6号を終結いたします。

◎報告第7号

○**議長** 日程第10 報告第7号 第1回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

○**農地常任委員長** 報告第7号 平成29年度第1回農地常任委員会開催結果についてご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1 農地法第3条の規定による許可申請について

付議事件2 農地法第5条の規定による許可申請について

付議事件3 第1回農用地利用集積計画の決定について

付議事件4 買受適格証明願について

事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

○**議長** これより報告第7号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
以上で報告第7号を終結いたします。

◎報告第8号

○**議長** 日程第11 報告第8号 農業委員会事務局職員の人事異動についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

佐藤主査。

○**佐藤主査** 報告第8号 農業委員会事務局職員の人事異動についてご説明申し上げます。

まず、転出者でございますが、市原紗央里の1名でございます。

次に、部内異動でございますが、大野慶廣1名でございます。

異動前の所属等につきましては、議案記載のとおりでございます。

発令は、退職者については平成29年3月31日、その他の者については平成29年4月1日でございます。

以上でございます。

○**議長** これより報告第8号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第8号を終結いたします。

◎議案第1号

○**議長** 日程第12 議案第1号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して、北川委員より説明願います。

○**北川調査委員** 議案第1号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。

今回願出がありましたのはNo.1からNo.4の計4件で、照会についてはございません。

現地調査は、4月19日に萩原会長、小林委員、私、事務局から山田主任が参加し行いました。

No.1の現況は宅地のため、登記地目 畑2, 480.00㎡を農地・採草放牧地以外と判定いたしました。

続きまして、No.2の現況は宅地及び雑種地のため、登記地目 田565.00㎡、畑950.00㎡を農地・採草放牧地以外と判定いたしました。

続きまして、No.3は、過去に農地法第5条による転用申請を許可し、現況はゴルフ練習場のため、登記地目 畑1, 487.00㎡を農地・採草放牧地以外と判定いたしました。

また、No.4もNo.3と同様の状況であることから、登記地目 畑1, 981.00㎡を農地・採草放牧地以外と判定いたしました。

以上でございます。

○**議長** これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

現況証明願及び照会について、願出4件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第2号

○**議長** 日程第13 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

長尾主任。

○**長尾主任** 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.1からNo.3の3件でございます。

No.1とNo.2の案件は、旭川市の農業者が江別市内に農地を求め所有権の移転を受けるものでございます。

No.3は、農地所有適格法人が農地の所有権の移転を受けるものでございます。

すべての案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、3件 現況地目 畑3筆 計8,084.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○**議長** これより議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請3件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第3号

○**議長** 日程第14 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

長尾主任。

○**長尾主任** 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(知事処分)をご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.1の1件でございます。

本件は、市街化調整区域内における権利の設定又は移転を伴う転用で、道知事処分事件になるものでございます。

転用目的は、隣接している既設の資材置き場を拡張し資材及び除雪機械等の置場とするもので、土地を転用することはやむを得ないものであり、農地の区分と転用目的は問題ないとするほか、農地法等関係条項に照らし許可相当であると考えられます。

以上、1件 畑2筆3, 994.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

- 議長** これより議案第3号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、知事処分、申請1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第4号

- 議長** 日程第15 議案第4号 第1回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

山田主任。

- 山田主任** 議案第4号 第1回農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江別市より農業委員会に対して農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが3件14筆149, 266.00㎡、利用権設定に係るものが28件140筆1, 485, 412.54㎡でございます。

個々の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

- 議長** これより議案第4号に対する質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限がございますので、所有権移転のNo.1、利用権設定のNo.8、No.22、No.23及びNo.26を除き質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第4号の所有権移転のNo.1、利用権設定のNo.8、No.22、No.23及びNo.26を除き採決いたします。

第1回農用地利用集積計画の決定について、申出26件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

引き続き議案第4号の所有権移転のNo.1に対する質疑に入りますが、小林委員が議事参与の制限を受けますので退席を願います。

(小林委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第4号の所有権移転のNo.1を採決いたします。

第1回農用地利用集積計画の決定について、申出1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

小林委員の復席を願います。

(小林委員復席)

引き続き議案第4号の利用権設定のNo.8に対する質疑に入りますが、本間委員が議事参与の制限を受けますので退席を願います。

(本間委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第4号の利用権設定のNo.8を採決いたします。

第1回農用地利用集積計画の決定について、申出1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本間委員の復席を願います。

(本間委員復席)

引き続き議案第4号の利用権設定のNo.22及びNo.23に対する質疑に入りますが、永田委員が議事参与の制限を受けますので退席を願います。

(永田委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第4号のNo.22及びNo.23を採決いたします。

第1回農用地利用集積計画の決定について、申出2件、可とする意見を付すことに決

定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

永田委員の復席を願います。

(永田委員復席)

引き続き議案第4号の利用権設定のNo.26に対する質疑に入りますが、金安委員が議事参与の制限を受けますので退席を願います。

(金安委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第4号のNo.26を採決いたします。

第1回農用地利用集積計画の決定について、申出1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

金安委員の復席を願います。

(金安委員復席)

◎議案第5号

○**議長** 日程第16 議案第5号 買受適格証明願についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

長尾主任。

○**長尾主任** 議案第5号 買受適格証明願についてご説明申し上げます。

これは、農業委員会の処分事件になるものでございます。

今回申請がありましたのはNo.1の1件で、願出地の所在、地番等詳細につきましては資料記載のとおりでございます。

内容につきましては農地の競売であり、札幌地方裁判所より競売開始の決定がなされている事件でございます。

願出人は農地所有適格法人の構成員で、農地を取得し、その法人へ農地を貸付けしようとするものでございます。

なお、願出人が買受申出人となった場合、別途農地法第3条の許可申請が必要となりますが、農林水産省通知「農地関係事務処理の迅速化及び適正化等について」により、事務処理の迅速化を図るため、買受申出人より農地法第3条の許可申請が提出された場合においては、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除いて許可をして差し支えない旨の議決をしておくこととされております。

よって、今回の買受適格証明に基づき農地法第3条の許可申請がなされ、今回の証明願と同一内容の場合の許可については、会長専決とする決定を併せて求めるものでございます。

なお、会長専決にて許可をした場合につきましては、直近の総会にてご報告申し上げます。

説明は、以上でございます。

○**議長** これより議案第5号に対する質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により永田委員が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

(永田委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

買受適格証明願について、願出1件、可とする決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

永田委員の復席を願います。

(永田委員復席)

閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。
平成29年度第1回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後3時58分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年4月28日

議長（会長）

署名委員

署名委員